

Ⅲ 参 考 資 料

【資料１】Ⅰ－３ 監督指針策定の趣旨 関係

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」
について

【資料２】Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携 関係

- ・「農水産業協同組合貯金保険機構による立入検査（貯金保険法第117条第６項第２号）の検査内容」

【資料３】Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

- ・金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則
- ・農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則

平成15年3月28日

金融庁

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム
ー中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた
中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保ー

「金融再生プログラム」（平成14年10月）及び「金融再生プログラム作業工程表」（同11月）において、中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合）の不良債権処理については、同プログラムが対象とした主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会が多面的な尺度から検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしたところである。

これを受けた金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）では、①リレーションシップバンキングの意義と有効性、②わが国のリレーションシップバンキングの現状、③リレーションシップバンキングの機能強化の必要性和基本的考え方、④リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み、について検討を行い、「平成16年度までの2年間を地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる。」としている。

上記報告の提言を踏まえ、金融庁として、平成16年度までの「集中改善期間」中に各金融機関及び行政が取り組むべき、①中小企業金融の再生に向けた取組み、②各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み、③アクションプログラムの推進体制からなる「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を下記のとおりに取りまとめる。

記

I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化

- (1) 各金融機関に対し、業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化を図るための具体的な取組みを要請する。
- (2) 各業界団体に対し、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修プログラム（「目利き研修」）を、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。

- (3) 中小企業の技術開発や新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関し、産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携を図るよう要請する。

特に、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、関係金融機関に対し、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資するよう地域毎に「産業クラスターサポート金融会議」を立ち上げるよう要請する。

- (4) 地域におけるベンチャー企業の育成を支援するため、各金融機関に対し、ベンチャー企業向け業務について、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融资等連携強化を図るよう要請する。
- (5) 地域の中小企業の創業・経営革新を支援するため、各金融機関に対し、各地域に設置されている中小企業支援センターの活用について検討するよう要請する。

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- (1) 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の強化を図るため、各金融機関及び各業界団体に対し、経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備を要請する。
- (2) コンサルティング業務、M&A 業務等の取引先企業への支援業務が、どのような場合に銀行法等における付随業務に該当するかについての具体的な考え方等を、平成15年6月末までに整理のうえ公表する。
- (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備については一定の成果が見られるところであるが、各金融機関に対し、そうした取組みを一層強化するとともに、平成15年度の実績（体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等）から公表（銀行については平成15年9月期から公表）するよう要請する。
- (4) 各業界団体に対し、各金融機関における中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。
- (5) 各金融機関に対し、中小企業等の財務・経営管理能力向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等について協力を要請する。

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- (1) 各金融機関に対し、適切な再建計画を前提とし、取引先企業のモラルハザードを防止しつつ、プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活

用)及び私的整理ガイドラインを積極的に活用する等、中小企業の過剰債務構造を解消し迅速再生を図るための取組みを要請する。

なお、取引先企業に対し、「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえ、事業再生への早期着手を期待する。

- (2) 各金融機関に対し、政府系金融機関、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成について検討するよう要請する。
 - (3) 各金融機関に対し、企業再生に当たって、デット・エクイティ・スワップ(D E S)、DIP ファイナンス等の手法の積極的な活用を要請する。
 - (4) 中小企業の再生を支援するため、各金融機関に対し、「中小企業再生型信託スキーム」等 RCC の信託機能を積極的に活用するよう要請する。
なお、当該スキーム等の活用については、2.(3)の健全債権化に向けた取組みの一環として取り扱うものとする。
 - (5) 産業再生機構が対象とする案件は地域や規模の大小を問わないことを踏まえ、各金融機関に対し、産業再生機構の活用について検討を要請する。
 - (6) 中小企業の再生に関しては、当該企業と金融機関の作成する再生計画の内容が合理的であり、関係者の合意が得られるものについて、関係者の再生支援に向けた積極的な取組みが求められる。こうした観点から、中小企業再生支援協議会については、広く中小企業専門家の協力を得つつ、政府系金融機関と民間金融機関の効果的な連携や再生計画作成のための支援人材確保などを進めることとしており、各金融機関に対し、こうした取組みへの協力とその機能の積極的な活用を図ることを要請する。
 - (7) 各業界団体に対し、企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
- (1) 事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る観点から、各金融機関に対し、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等の取組みを要請する。
また、各金融機関に対し、第三者保証の利用に当たっては過度なものとならないよう要請する。
 - (2) 金融庁に専門家からなる研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項の活用及び技術力、競争力のある地域に密着した中小企業に関する「擬似エクイティ部分の優先株式への転換」等に関し、法制上、会計上の視点等から具体的に検討す

る。

モデル取引事例に関する基本的考え方を平成15年8月を目途に作成・公表し、そのうえで各業界団体に対し、その具体化に向けた実務レベルの検討を要請する。

- (3) 中小企業の資金調達の多様化を図るため、各金融機関及び政府系金融機関等に対し、証券化等に関する積極的な取組みを要請する。
 - (4) 中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成14年6月）が取りまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みを期待する。
 - (5) 各金融機関に対し、信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用（審査業務の高度化、適正貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等）に向けた積極的な取組みを要請する。
 - (6) 地域集中リスクの軽減を図る観点から、協同組織中央機関に対し、個別金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討を要請する。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
- (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方を平成15年6月末までに事務ガイドラインに明示する。
 - (2) 貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより金融当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うため、都道府県毎に金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成される「地域金融円滑化会議」を新たに設置し、平成15年度から四半期毎に開催する。
 - (3) 各金融機関に対し、相談・苦情処理体制の強化に努めるよう要請する。また、関係業界団体に対し、各金融機関に対する研修の充実、苦情等実例の分析・還元、対応・処理状況に関する定期的な公表に積極的に努めることにより各金融機関の体制の強化を積極的に支援するよう要請する。
6. 進捗状況の公表
- 各金融機関等が実施する上記施策の進捗状況について、各金融機関が半期毎に公表するとともに、各業界団体においてこれを取りまとめ公表するよう要請する。

Ⅱ 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

- (1) 各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却・引当を確保する観点

から、当局として以下の対応を行う。

① 当局としては、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、銀行法第26条に基づき業務改善を求めることとしており、改めて、各金融機関に対し、適切な自己査定及び償却・引当を行うよう要請する。

② 各金融機関に対し、担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度について厳正な検証を行うよう要請する。

③ 協同組織金融機関に対し、平成15年度から金融再生法開示債権の保全状況を開示するよう要請する。

(2) 早期警戒制度に、各金融機関の大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を新たに導入することとし、平成15年6月末までに事務ガイドラインを改正する。

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

(1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況について、業務再構築ヒアリング、決算ヒアリング等で重点的にモニタリングする。

(2) 地域において必要なリスクテイクを行いつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備を図るため、各金融機関に対し、信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等に積極的に取り組むよう要請し、その進捗状況をオフサイトモニタリング等でフォローアップする。

(3) 金融機関の経営の合理化を促進するため、顧客保護等適切な運営に十分配慮しつつ、各金融機関が行う事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用等について取扱いを平成15年6月末までに明確化するとともに、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等について検討を行う。

3. ガバナンスの強化

(1) 株式非公開銀行に対し、株式公開銀行と同様の開示（タイムリーディスクロージャーを含む）のための体制を平成15年度中に整備し、平成16年度から実施するよう要請する。

(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から以下の対応を行う。

① 各金融機関に対し、平成15年度から半期開示の実施を要請する。

② 監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。

③ 総代会の機能を強化するため、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等について、各業界団体に対し、平成15年度中の検討を要請するとともに、各金融機関に対

し、平成１６年度中の実施を要請する。

④ 中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実を図るよう要請する。

(3) 経営トップによる過度なワンマン経営等を抑止し、健全なコーポレートガバナンスを維持する観点から、各金融機関の経営（マネジメント）の質についてモニタリングを強化する。

その評価方法等については、７．(1)の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において整備する。

４．地域貢献に関する情報開示等

(1) 各業界団体に対し、地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について早急に検討を行い、その結果を公表するよう要請する。また、各金融機関に対し、同検討結果を踏まえ、地域貢献に関する情報開示を平成１５年度中に行うよう要請する。

(2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実を図るため、各金融機関が公表した財務上の主要な諸指標を取りまとめ、一覧性のある形で金融庁のホームページに平成１５年度中に公表する。

(3) 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を平成１５年度から実施する。その結果を公表し金融機関全体の利用者利便の向上を促すとともに、同時に行においても活用する。

５．法令等遵守（コンプライアンス）

行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生を防止する観点から、不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等の監督上の措置を厳正に運用する。

６．地域の金融システムの安定性確保

(1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合には、金融再生プログラムにおける「特別支援」の枠組みを即時適用し、金融システムの安定性に万全を期す。

(2) 協同組織金融機関の地域集中リスクを軽減し、健全性の確保に万全を期すため、中央機関に対し、資本増強制度の活用等、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを一層強化するよう要請する。また、中央機関に対し、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。

(3) 公的資本増強行については、監督上の措置、政府が保有する優先株の普通株への転換等に関する運用ガイドラインを、今後公表される主要行のガイドラインの考え方に沿って、平成１５年６月末までに整備する。

７．監督、検査体制

- (1) 各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定するとともに、ルールの明確化を図る。
- (2) 検査に際して、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努める。このため、検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の内容を検査官に改めて徹底するとともに、金融機関のみならず債務者である中小企業等にも引き続き周知徹底に努め、広くその浸透を図る。また、当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する。

Ⅲ アクションプログラムの推進体制

1. 本アクションプログラムに基づき、平成16年度までの「集中改善期間」内に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、銀行法第24条に基づき、平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画（計画期間15～16年度）」について報告を求めるとともに、以後、半期毎に同計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。また、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じ、監督上の対応を行うものとする。
2. 平成16年度までの「集中改善期間」において、上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を半期毎に取りまとめ、公表する。また、必要に応じ金融審議会にも報告する。
3. 以上のフォローアップ等を着実に実施するため、金融庁において体制整備を行う。

「農水産業協同組合貯金保険機構による立入検査(貯金保険法第117条第6項第2号)の検査内容」

項 目		着 眼 点	検 査 内 容
Ⅰ 貯金等に関するデータベースの整備		名寄せ処理が円滑に実施できるように貯金者データが正確に登録されているか。 また、補完帳票等が電子媒体により適切な内容で管理されているか。	- 農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）が保険事故発生時の名寄せに使用するシステムで、検査基準日時点の農水産業協同組合（以下「組合」という。）の貯金者データを処理した結果、疑義のあるものとして判定されたデータの状況 - 組合の検査実施店舗における実査〔疑義データの登録内容と貯金者に関する申告書類（印鑑届等）及び本人確認資料（登記簿謄本等）（以下「貯金者管理書類」という。）との突合〕を通じた登録内容の適否確認及び不備登録事例の特定 - 補完帳票（「人格コード相違一覧表」、「名寄せ用氏名管理一覧表」、「地方公共団体設立年月日一覧表」）及び「データ整備不可能貯金者一覧表」の整備状況等
Ⅱ その他の措置	a) 組合の検査実施店舗における貯金者データ整備に係る基本的な事務処理状況	1. 貯金者管理書類が適切に整備されているか。 2. 組合職員の貯金者データ登録に関する事務処理において、関係規程の励行状況はどうか。 3. 法人格のない団体に対して、規約の確認や判定表等を活用した聴取を行うなどによる組織実態の確認が実施されているか。	- 組合の検査実施店舗における実査に必要な貯金者管理書類の整備状況 - 窓口担当者の貯金者管理書類の確認や起票に関する関係規程の励行状況 - 役員者等の貯金者データ登録内容の検証に関する関係規程の励行状況 - 法人格のない団体に対する組織実態の確認状況
	b) 組合の検査実施店舗における貯金者データ整備計画への取組状況等	1. 本店（所）からの指示により、貯金者データ整備計画に基づき貯金者の調査等を実施しているか。 2. データ整備不可能貯金者の調査記録等が適切に管理されているか。	- 組合の検査実施店舗における貯金者データ整備計画の認識及び調査等の状況 - データ整備不可能貯金者の管理状況
	c) 本店（所）における貯金者データ整備計画に関する取組状況等	1. 貯金保険法第57条の2及び第60条の3に規定された措置に係る手順書・マニュアルが制定されているか。 また、手順書・マニュアルに関する記載内容や周知の状況は適切か。 2. 支店（所）の貯金者データ整備計画履行に関して、適切な指導やチェックを通じた関与をしているか。 3. 貯金者データ整備に係る内部監査が実施されているか。 4. 貯金者データ整備に係る状況や内部監査の結果が役員に報告されているか。	- 手順書・マニュアルの制定状況 （参考）「農水産業協同組合貯金保険法第57条の2及び第60条の3に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント（仮称）」 - 記載内容の適否、職員への周知の状況 - 本店（所）から支店（所）に対する貯金者データ整備計画の履行に係る指導（研修会の開催や個別指導等）及び計画履行のチェック（巡回等による状況の把握）の状況 - 貯金者データ整備に係る内部監査の実施状況 - 役員への報告状況

(注) 電子情報処理組織の整備については、全国電算センター(農中情報システム株式会社又は株式会社全国漁協オンラインセンター)に加入していない農水産業協同組合に対して、次表に掲げる項目等に関して検査を実施するものとする。

項 目	着 眼 点	検 査 内 容
電子情報処理組織の整備	1. 法第57条の2第4項に基づく、貯金等情報を作成するためのシステム対応ができていますか。	・ 貯金等情報を、「機構指定フォーマット」の様式に則り作成するためのシステム対応の措置状況
	2. 法第60条の3第1項に基づく機構から貯金に係る債権に関するデータを受領後、速やかにシステム処理ができていますか。 また、一部払戻不可口座について、付保貯金と非付保貯金を区分管理するためのシステム対応ができていますか。	・ 機構が実施するシステム処理の結果データを反映させるためのシステム処理の措置状況 ・ 一部払戻不可口座の区分管理(口座分割)するためのシステム対応の措置状況
	3. 法第60条の3第1項に基づく、保険事故発生後の貯金等の変動に関する情報を作成するためのシステム対応ができていますか。	・ 保険事故発生後の貯金等の変動に関する情報を、「機構指定フォーマット」の様式に則り作成するためのシステム対応の措置状況
	4. 電子情報処理組織に関する適切な保守・管理が行われているか。	・ システムの変更等に係る対応 ・ システムの運用確認の状況 ・ システム設計書等関係書類の管理状況

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。

金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。

記

1. 対象

(1) 対象法令(条項)の範囲

金融庁における本手続の対象となる法令(条項)は、金融庁が所管する法律及びこれに基づく政府令の条項のうち次のいずれかであって、平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）における、「民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する」との趣旨に該当するものとする。

- ① 当該条項が申請（行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 2 条第 3 号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ③ 当該条項が不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
- ④ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合

(2) 対象となる法律の公表

本手続の対象となる法律を担当する課室については、一覧表を作成し、金融庁のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

2. 照会

(1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁銀行・証券監督局総務課とし、財務(支)局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、金融庁銀行・証券監督局総務課に対し、照会書(当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を速やかに送付する。

なお、照会窓口たる金融庁銀行・証券監督局総務課は、下記(3)照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

(2) 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1. の対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした照会書を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。

(注) 照会者が法人(及び業界団体)である場合には、役員名で行うことを原則とし、弁護士等である場合には委任状(照会者が法人である場合には役員名によるもの)の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。

弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。

(3) 照会書の記載要領

照会書は、下記の要件を満たしているものでなければならない

(参考:別紙様式1)。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ② 上記1. (2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- ④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明

確に記述されていること。

(4) 照会書の補正及び追加資料の提出

金融庁は、照会書の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、照会書の補正、追加資料の提出等所要の対応を求めることができる。

ただし、追加資料は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

(5) 照会書の名宛人

照会書における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

3. 回答

(1) 回答期間

上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

なお、いずれの場合においても、補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内

② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。

30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

(2) 回答書の名義人

回答書(当該回答書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

(3) 回答の方式

照会に対する回答は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする(参考:別紙様式2)。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。

回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見

解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。

「(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。」

(4) 回答を行わない事案

課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て)の対象となっている照会

(5) 照会の取下げ

課室の長は、回答を行うまでの間に照会者から照会の取下げの申出があった場合には、上記3. (1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。この場合において、下記4. の規定は適用しない。

4. 照会及び回答についての公開の方法

照会及び回答の内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表す

ることができる。

5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

(改正)

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記3. (3)、(5)改正、実施。
- ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。
- ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。
- ・ 令和 3 年 6 月 30 日 上記2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。
- ・ 令和 8 年 8 月 17 日 上記2. (1)改正、実施。

農林水産省における法令適用事前確認手続について

1 「法令適用事前確認手続」とは

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成 13 年3月 27 日閣議決定)に基づき、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続です。

2 手続の概要

(1)照会の対象

別表に掲げる農林水産省所管法令について、以下のような照会を行うことができます。民間企業等が自ら行おうとする行為が、

- ① 法令に基づく許認可等を受ける必要があるかどうか。
(許認可等受けない場合、罰則の対象があるかどうか。)
- ② 法令に基づく届出、登録、確認等の必要があるかどうか。
(届出・登録をしない、確認等受けない場合、罰則の対象があるかどうか。)
- ③ 法令に基づく不利益処分の適用の可能性があるかどうか。

(2)照会の方法

照会者又はその代理人は、次のことを記載した照会書を別表に掲げる法令を担当する課等に提出してください。

- ① 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項
 - ② 将来照会者が自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事案
 - ③ 当該法令の条項の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者又は代理人の見解及びその結論を導き出す根拠。
 - ④ 照会及び回答の内容が公表されることに同意する旨
- なお、照会書について、必要に応じ補正をお願いすることがあります。

(3)照会への回答期限

原則として、照会書を法令の担当課等が受け付けてから30日以内に回答を行います。なお、照会書について補正をお願いした場合、補正に要した日数はこの期間に算入されません。

(4)照会・回答内容の公表

照会内容及び回答内容は、原則として、回答を行ってから30日以内にホームページにて公表いたします。

なお、照会書の提出時に公表の延期を希望することができます。

農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則を次のように定める。

平成 1 4 年 3 月 2 7 日

農林水産大臣 武部 勤

農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則

(目的)

第 1 条 この訓令は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成 1 3 年 3 月 2 7 日閣議決定)に従い、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関して、当該行為が農林水産省所管法令の特定の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ法令を担当する課の長あてに確認し、当該課の長が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「課の長」とは、農林水産省組織令(平成 1 2 年政令第 2 5 3 号)に規定する課の長並びに商品取引監理官、消費者情報官、保険監理官、地域計画官及び漁業保険管理官をいう。

(対象となる法令)

第 3 条 農林水産省における本手続の対象となる法令の条項は、農林水産省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかであって第 1 条の趣旨に該当するものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものは対象としない。

- (1) 当該条項が申請(行政手続法(平成 5 年法律第 8 8 号)第 2 条第 3 号に規定する申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- (2) 当該条項が不利益処分(行政手続法第 2 条第 4 号に規定する不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合
- (3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

- 2 本手続の対象となる法令の条項及び各法令の条項を担当する課については、一覧表を作成し農林水産省のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法令改正等があった場合には、これを随時見直すこととする。

(照会)

第 4 条 民間企業等からの照会を受け付ける窓口（以下「照会窓口」という。）は、各法令を担当する課とする。具体的には、前条第 2 項の規定に従い農林水産省のホームページで公開した各法令を担当する課においては別添 1 の様式に従った照会（電子的手法を含む。）を受け付けるものとする。

なお、課の長は、照会の内容が当該課の所管する法令以外に関するものであった場合には、その旨を照会した者に電話又は書面（電子的手法を含む。以下同じ。）により通知することとする。この際、照会を受けた課の長は、当該照会内容に関する法令の担当の課又は担当省庁が明らかな場合はこれを明示することとする。

- 2 課の長は、次に掲げるすべての資格要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）又はその代理人からの照会を照会窓口において受け付けるものとする。

- (1) 将来照会者自らが行おうとする事業活動に係る個別具体的な行為を示すこと。
- (2) 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- (3) 当該法令の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者又はその代理人の見解及びその根拠を示していること。
- (4) 照会及び回答の内容が公表されることに同意していること。

- 3 課の長は、前項の資格要件を備えていない者から照会があった場合、資格要件を備えていない旨をその者に電話又は書面により通知することとする。

- 4 照会者又はその代理人が照会書に第 6 条に掲げる公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表可能とする時期を付記している場合、課の長は速やかにその内容を検討し、遅滞なくその諾否を第 5 条に規定する回答期間内に照会者又はその代理人に通知するものとする。

- 5 課の長は、本手続の運用上必要な範囲内で、照会者又はその代理人に対して照会書の補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条に規定する回答期間に含まないものとする。

- 6 課の長は、回答を行うまでの間に照会者又は代理人からの照会の取消しの申出があった場合、次条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会についての回答は行わないものとする。

(回答)

第 5 条 課の長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから、原則として、30 日以内に照会者又はその代理人に対する回答を行わなければならないものとし、可能な限り速やかに回答するよう努めるものとする。

2 課の長は、次に掲げる理由により 30 日以内に回答を行うことができない場合には、照会者又はその代理人に対して、遅滞なく、その理由及び回答時期の見通しを書面により通知するものとする。

(1) 慎重な判断を要する場合

(2) 事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合

3 課の長は、照会書により記載された事実のみを前提に、照会のあった行為が照会対象法令の対象となる旨又は対象とならない旨の見解を別添 2 の様式により回答（電子的手法を含む。）する。ただし、照会者又はその代理人が口頭で回答することに同意する場合については、この限りでない。

なお、課の長は、当該回答の根拠を付記するものとする。

4 課の長は、次に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課の長は、照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を電話又は書面にて通知するものとする。

(1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である場合又は不足している場合

(2) 類似の事案が争訟の対象となっている場合

(3) 照会内容が刊行物等により明らかにされている場合又は当該照会に対する回答が既に公表している回答と同様の内容となる場合

(照会及び回答の内容の公表等)

第 6 条 照会及び回答の内容は、次項に規定する公表を行うべき時期に農林水産省のホームページにおいて、原則として、これをこのまま公表するものとする。

また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。

ただし、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

2 公表は、原則として、回答を行ってから 30 日以内に行う。ただし、次に掲げる場合には、30 日を超えてから公表を行うことができるものとする。

(1) 照会者又はその代理人が、照会書に公表の延期を希望する旨及びその理

由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる場合

(2) 公益上その他の理由で公表を遅らせる必要がある場合

附 則

この規則は、平成 14 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 5 日農林水産省訓令第 3 号）

この規則は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

別添 1

農林水産省法令適用事前確認手続（照会書）

年 月 日

課の長の職名 殿

照会者名（法人にあっては名称及び代表者名）

代理人による照会の場合は上記に加え

代理人名（法人にあっては名称及び代表者名）

下記について、照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

- 1 照会対象法令名及び条項
- 2 自らが行おうとする事業活動に係る具体的な行為
（必要ならば資料の添付ができます）
- 3 当該行為と照会対象法令の条項の規定との関係についての自己の見解及び
その根拠
- 4 照会者名公表の同意
照会者名の公表に 同意します / 同意しません
（いずれかを囲んでください）
- 5 公表の延期の希望（公表の延期を希望する場合のみ、記載して下さい。）
 - (1) 理由
 - (2) 公表希望時期
- 6 連絡先
郵便番号

住所

法人にあっては担当者名

電話番号・FAX番号

電子メールアドレス

別添 2

農林水産省法令適用事前確認手続（回答書）

年 月 日

照会者名（法人にあっては名称及び代表者名）

代理人による照会の場合は上記に加え

代理人名（法人にあっては名称及び代表者名） 殿

課の長の職名

○年○月○日付けで照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の
対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

なお、当該回答の根拠は、下記のとおりです。

記